

令和8年 富士見町 規則

第 3 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

富士見町長 渡辺葉

富士見町規則第3号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年富士見町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「であつて職員と同居しているもの」を「(第2号に掲げるものにあつては、職員と同居しているものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。